

豊川市民病院WEBページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市民病院広告掲載要綱(平成19年8月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、豊川市民病院が管理するWEBページ(以下「病院WEBページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 病院WEBページに掲載する広告はバナー広告(病院WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。以下「広告」という。)とし、広告の範囲は、要綱第5条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、病院が指定するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、病院が定める。

3 広告掲載期間において、病院の都合により病院WEBページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)に相当する期間、掲載期間を延長する。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 上下60ピクセル 左右150ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画

(3) データ容量 4KB以下

(4) デザイン及び色彩 病院のイメージを損なわないものであること。

2 次の表記は使用しないこととする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス(入力できるように見えるもの。)

(5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの。)

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は病院WEBページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 病院WEBページへの広告掲載を希望する者は、豊川市民病院WEB

ページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に別に定める書類を添付して提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第 8 条 前条の規定による申込みがあったときは、要綱第 6 条に定めるところにより広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第 1 順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第 2 順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第 3 順位

前 2 号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(4) 第 4 順位

掲載希望月数の多いもの

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、先着順により決定する。

3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊川市民病院WEBページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（広告掲載料）

第 9 条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、病院事業管理者が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第 10 条 広告主は、広告原稿を指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第 11 条 広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、豊川市民病院WEBページ広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更を希望する日の10日前までに届け出なければならない。ただし、病院事業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
 - (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
 - (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
 - (4) 前3号に規定するもののほか、豊川市民病院WEBページ広告掲載申込書又は、添付書類の記載内容に変更があったとき。
- （広告掲載の取消し等）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。
- (4) 広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、病院事業管理者が必要と認めるとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、病院WEBページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、豊川市民病院WEBページ広告掲載取消等通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により病院が被害を被った場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により病院WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市民病院WEBページ広告掲載取り下げ届（様式第5号）により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前）までに申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由

により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の納付済月額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市民病院WEBページ広告掲載料還付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、病院WEBページへの広告掲載について必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

この要領は、平成19年10月11日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。